913

１９６７年度第４６回宜野湾市臨時会会議録．

１．１９６７年度６月３日第４６回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された．

２．応招集議員は次のとおりである．

１　番　伊　保　清　安．３　番　石　川　真　六．
４　番　渡名喜　よう仁．５　番　宮　里　敏　行．
６　番　ず　屢　覧　朝　村．７　番　比　嘉　盛　栄．
８　番　又　吉　正　弘．９　番　棚　原　けん信．
１０番　稲　嶺　正　康．１１番　安次富　盛　信．
１２番　大　川　　昇．１３番　知　名　朝　司．
１４番　崎　間　正とく．１５番　仲　村　春　仁．
１６番　武　島　行　男．１７番　佐喜間　　弘．
１８番　比　嘉　義　定．２１番　仲　村　盛　光．
２２番　古波蔵　清次郎．

３．不応招議員は次のとおりである．

２　番　天　久　盛　雄．１９番　宮　城　盛　昌．
２０番　伊　佐　徳次郎．

４．出席議員は応招議員と同じである．

５．欠席議員は不応招議員と同じである．

６．市町村自治法第６１条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである．

市　　長　島　袋　全　一．助　　役　沢　し　安　一．
収入役　おく　田　将とし．総務課長　具　屋　好　永．
財政課長　仲　村　春　信．住民課長代理　知　念　和　夫．
民生課長　当　山　全　喜．経済課長　伊　佐　友　一．
観光課長　古波蔵　信　三．都計課長　島　村　善　幸．
土木課長　島　袋　善　信．消防団長　大　城　仁　幸．

914

7．議会事務局職員の出席者は次のとおりである．

事務局長　末吉健男．書記　島袋真由．

8．議事日程は次のとおりである．

日程第１　会期の決定について．
日程第２　議事録署名議員の指名について．
日程第３　議案第２５号　市債を起こすことについて．
日程第４　議案第２６号　１９６７年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算．
日程第５　議案第２７号　１９６７年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算．
日程第６　議案第２８号　一時借入れについて．
日程第７　決議案第３号　普天間第２小学校設置認可について．

議　長～出席議員１３名であります．市町村自治法第５３条の規定により議会は成立いたしますので，只今より第４６回宣野湾市議会臨時会を開会いたします．
（午前１０時４分）

議　長～９番議員の出席を報告いたします．

議　長～ 暫休憩いたします．（午前１０時５分）

議　長～再開いたします．（午前１０時１６分）

議　長～直ちに本日の会議を開きます．

議　長～日程第１．会期の決定についてをお諮りいたします．

議　長～休憩中にお諮りいたしましたように本日１日間とすることに御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議がございませんので，左様決定いたします．

議　長～日程第２．会議録署名議員の指名についてお諮りいたします．
お諮りいたします．議長指名とすることに御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議がございませんので，議長指名といたします．１番仲宗根安．
２１番仲村盛光の両議員にお願いいたします．

議　長～日程第３．議案第２５号，市債を起すことについてを議題といたします．
一応事務局長をして朗読せしめます．

議　長～暫休憩いたします．（午前１０時２０分）

議　長～再開いたします．（午前１０時２２分）

議　長～本案に対する説明を求めます．

市　長～公営住宅を建設費に当てるために市債を起す訳でございます．これはほとんどが政府補助金になつておりますけれども，市の分が起債を起さなければ金はない状態であります。中味の説明につきましては係の課長から説明することにいたします。

都計課長～私の方から御説明申し上げます。一応市債を起すことについてでございますが，今先市長からも御説明がありましたように一応政府の補助もございますが，残りのたいよう費それから造成費と，それに一応市がたいようすべき金額を借入れしなければいけないような訳でございます。２ページ目にございます。起債及び償還方法でございますが，起債金額が６万ドル，起債の目的が公営住宅建築費に充当するため借入先が琉球政府企画財資金運用部，借入れ利率年６分５リン借入れ時期１９６７年度但し期日は借入れ先と協議する。借入れの方法普通貸借の方法による。償還期限借入期間１５ケ年。方法当初の１年間はすえおきで１４年間に元利金と償還する。但し財政の都合により償還年限を短縮し，繰り上げ償還することができる。償還財源使用料及び一般才入，その他借入れについては借入れ先の定める条件によるものとする，以上こういうような条件で借入れ起債したいと思つております。よろしくお願いします。

議　長～本案に対する質疑を求めます．

１１番～公営住宅建設計画説明書の中の建設費について説明願います．

都計課長～建築費について御説明申し上げます。これは説明書にもありますように１種１８所帯．２種１８所帯でございますが，その場合標準建設費の１種が標準建設の２分の１とそういうことになつております．標準建設といいますと，これにかかれております2,500ドル，これの２分の１が補助になつてくる訳であります．２種が2,100ドルの３分の２こういう様な補助の対象になつて来ます。又土地の場合に対しても１種も２分の１．２種が３の２こういうふうな補助率になつて来ます。

１１番～建設費の総額についてはいくらになつておりますか．只今の建設費の総額について，それと今度建設される所の３階建ですね．２とう３６戸ですか．これの建設総額はいくらですか．

都計課長～これはまだ入札にしておりませんから，総額は申し上げられません．

１１番～てすから大体見積りは組まれておるんざありませんか

都計課長～一応これの場合補助対象になる標準建設というものはございますが，これは申し上げてよろしゆうございますが，設計額にゃいては申し上げる訳にはいけません．一応標準建設費の場合に坪当り単価が１種の場合２８０ドル．これはあくまでも設計額とは違いますから，これは政府が補助する場合の標準建設費という額になつておりますので，これは宣野湾市にあろうが．コザ市にあろうがどつちにしても同じ補助額でございます．それから２種の場合もこれは坪当り単価が２１０ドル．そういう様な補助率になつております．

１１番～この３階建の２とう３６戸という内訳ですね．第１種と第２種の場合の内訳についてはどうなつておりますか．

都計課長～内訳といいますと第１種，第２種別とうでございます。

１１番～この２とうというのは１とうが第１種

都計課長～又別の１とうが第２種，全然むねが違います．

１１番～全部で３６戸という意味ですね。

都計課長 ～そうです．

１６番～敷地の面積が20,156坪ということになつておりますが地 図をみますと敷地のほぼ中央に道路がつきでております。この道路の分を除いた面積はどの位になるか。それから市は年次的にそういうふうな公営住宅を造ろうという考え方があるということは前に発表されておつたが，この敷地にどれ位の公営住宅の設置が可能であるか。そこら辺の説明をお願いします。

都計課長～御説明申し上げます．最初の敷地面積で御ざいますが，これは20,156坪が道路を除いた面積になつております．

１６番～実質面積はいくらですか．

都計課長～実質面積はこれはまだ調べておりません

１６番～その場合この図面は正確な図面か．

都計課長～これは実測してあります。

１６番～これは実測図ですか。

都計課長～いやこれは見取図でございます．

１６番～これは略図でしよう．

都 計課長～はい

１６番～その場合これは２分されるんだが，右と左にその場合この地図から見ると，左は大きく右は小さい．そこら辺はどういうふうな区分になつておるのか．両方こういつた公営住宅を設置される面積は充分あるか．

都計課長～あります．我々は一応現場も実測いたしまして，一応建物の配置もしてございます．

１６番～次の２番目の質問に移ります．

都計課長～２番目は年次計画でございましたね．

１６番～どれ位何とう位いの何が可能であるか．

都計課長～これは４とうでございます．６７年度と６８年度の２ケ年の計画をしてございます．

１６番～戸数にしていくらですか．

都計課長～６８年度が１種２４所帯，２種２４所帯計４８所帯になります．

１２番～選定理由について，市の教育機関等の状況或は地価の高とうその他のもので，買収が困難であつたというふうになつています．当初の計画においては用地を買収して公営住宅を建設するんだというふうな計画でございましたが，用地確保について現在までの経過を御報告ねがいます．

都計課長～御説明申しあげます．最初に選定いたしました用地が野たけの下口原でございます．現在市の納こつ堂のある近くでございますが，向こうの空地を利用と，そ

ういうふうになにしまして一応地主会を催しまして，
２回ほど御説明申し上げた訳でございますが，いや絶
対売らないと又その附近はかもございますし，はかの
移 転もやつてはいけないと，そういうあれからも絶対
売らないという意見でございまして，そこは一応なに
しまして又２番目に野だけのぼう主又そこを折衝した
訳でございますが，その場合も野だけの公民館の方に
２回ほど地主をお集り願いまして説明を申し上げた訳
でございますが，その場合も売らないんだと。我々は
当初から是非買収してやらんといけないという方針で
ございまして，賃貸借でやろうという計画をもつてお
りませんでしたので，もつぱら買収という方針で話は
進めて来た訳でございます。野だけのぼう主又はどう
しても売らないという地主の意見がございまして，そ
こを一応なにしまして次は宣野湾に移つた訳でございい
ます。宣野湾には大分進みまして，じや部落も協力し
ましようと，そういうことで部落の役員なり，それか
ら地主委員の方方の御協力をあおぎまして数回ほど説
明会をもつた訳でございますが，向こうの場合も同こ
うは用地を大体5,000坪位いなにしてありました。そ
の場合に大半の地主は協力しましようということになな
つておりましたが，２～３図の地主がいや私はそれし
か土地はないから売つてはいけないと，大分こしゆう
されま して宣野湾もとうとう買えなくなつた訳でざい
います。 それから次に大山に移りまして，大山の現在
とうぎゆう場のある南北でございます。向こう軍用地
を境にしましてちよつと平坦地がございまして，同こ
うを利用したいと，そういうふうになにしまして，こ
れも大山の公民館で地主会を招集いたしまして，御説
明申し上げ た訳でございますが，借すことは出来るん
だが売ることは出来ないと，そういう意見がございま
して，大山にも出来ないと，そういうあれで愛知の市
有地に回つた訳でございますが，その場合一応我々と
しては市有地は別に悪い条件ではないと適地だという

目はなはつけてあつた訳でございますが，大山も出来ない，4
箇所ほどなにしても出来ないという段階にきて市有地に
確定した訳でございますが，市有地に確定いたしまし
てから琉球政府の建築係，それから建築課の住宅係，
それから民政府の松本さん．又2回目に同じく民政府
の谷川さんがおみえになつて，この敷地なら上等だと
いうふうにはつきり民政府の方としても認めておられ
ます．以上でございます．

12番～只今の御答弁によりますと，4箇所ほど一応は折衝な
さつたというふうになつておりますが，雙だけのほう
主又について何日と何日地主と会つて折衝なされてお
りますか．御答弁願いたいと思います，もち論調べて
みて結構です．

都計課長～調べてみます．

議　長～暫休憩いたします．（午前10時35分）

議長～再開いたします．（午前10時36分）

1番～この公営住宅の建築予定地市有地です．これの地目．そ
れがら地目は山林か．それと5号線から公営住宅が出来
上つた場合の道路の計画．それから琉球政府の施策によ
る．（聴　取不能）

助　役～お答えします．地目は山林と畑となつておりますが，
地目別の面積ははつきした数字はおぼえておりません
が，とにかく山林が大部分であります．現在そこに1
戸屋敷があります．使用者がおります．それから残り
は畑としてこの賃貸借が2人になつているとおいます
が，1人の方はもう去年で契約期間を過ぎているよう
であります．あと1人はあと1年契約期間があると思
います．今回利用しますのはその道路からの北側を利
用しまして，そこは賃貸契約を全部期限終つた方であ

りますので右側は次年度において計画する用地になりますので，使用者の方に対してはこれはこれから折衝，そして移転先等についても御相談申し上げようという考えであります。それから割当についての規準ということでございますが，（聴取不能）
法的に規準があるかどうかは，まだ今のところ解りません．あとでお答えいたします。道路計画の問題はですね．現在見取図にありますが，幅員がさして大きくございませんので，車のすれちがい等については，多少不便は生じますが，これは巡回式に道路網は相当ありますので，車の利用から行きますと，そうたいして不便な土地ではないというふうにみております．

議　長～暫休憩いたします．（午前１０時４０分）

議　長～再開いたします．（午前１０時４２分）

都計課長～さき程の１２番議員さんからの説明会の日程を御説明申し上げます．１１月１日これは１区の公民館でございます。地主会をなにした訳でございますが，出席者がなく散会しております。１１月２日これも同じく普天間１区の公民館でございます。時だけの上口原，下口原一応地主２１名でございますが，出席者が１３名。

１２番～私が聞いているのはぼう主又からの折衝のことについてであります．

都計課長～ぼう主又ですか．

１２番～はい

都計課長～ぼう主又の場合１回しかございません。１１月１日です．

１２番～何日ですか．

都計課長～１１月１日です．その後ですね．１１月９日に野だけ１区の自治会長さん．それから区出身の議員さん方それから農協長，２区自治会長さんこれは我々市当局とお話しなさつたのが，１１月９日でございます．その２回ですね．

１２番～そうしますと１１月１日は３回つまり会合はなりたたなつた．２日も同じ通りですか．

都計課長～２日は場所が違います．２日は野だけの下口原へ行つております．

１２番～そうしますと当局は１区の２～３名の地主でもない人達を集めて折衝したということですが，これで地主と折衝したということになりますか．

都計課長～まあ一応その件については自治会長さんの御意見なり，よくお聞きしてなにした訳でございますが，御協力がえられないと，そういう段階でそう判断した訳でございます．

１２番～協力がえられないとはどういう意味ですか．

都計課長～売らないということです．

１２番～はつきりそういつておつたんですか．

都計課長～はい

１２番～自治会長がその時に私も一諸であります．しかし私はそういう言葉は聞いておりません．当局が熱意をもつて土地を買い上げしたいということであるならば，自らその地主にすすんで当つて，そしてこういう趣旨だから是非協力してもらいたいということを趣旨説明して

初めて協力がえられるんであつて，ただ２～３の地主でもない役員を集めてお願いした，ということで折衝したということにはならないと思いますがいかがですか。

市　長～折衝の仕方は非常にまずかつたと思います。これの理由を書いてありますように教育機関等の関係，地域開発の面からみて５号線を選定したとありますが，この教育機関との関係と申しますと，通学道の問題，あるいは学校の距離といつたような事もありまして，この普天間小学校の生徒数からみますと，そこに公営住宅今造つた場合に学校との問題がでてきます。それで開発の面から考えましてぼう主又の所はそういつたことも考え合せて折衝の期間が短くて又自治会長，有志の意見等を聞きまして５号線地域に移した訳であります。

１２番～私の質問には応ませんでります．１１月９日私も市長に一応呼ばれてお話しをうけたまわつておりますがその時の状況はきみ等で地主を集めて是非説得してくれという内容であつたと思います．その後は何もありません。それで土地買収に誠意をつくしたといえるかどうかですね．

市　長～今先申し上げましたように集まり等を充分持たなかつたのは，誠意をつくしてないといわれれば，それまでございますが，その幹部の方方の意見とか，あるいわ状況などからして誠意をつくしてない訳でございます。だから先き申 し上げましたように学校との問題色々を考えまして適所でないということも考えた訳です。

４　番～近くにとん舎がありますが，もう１つこの附近にとん舎があると思いますが，排水がですね，そこを流れているのです。とん舎の排水はどこに流すか。

都計課長～別つに衛生上の問題とは関係ございません。排水路下水路でございますが，これは中城の方へ川が流れておりますし，あれに引つぱるような計画をしております。

１６番～地形的に中城の川へ流すということは出来ないと思いますが。後の方は高いんでしよう。今の答弁はただその場をいやかす答弁ではありませんか。

都計課長～今までの地形からすると中城の方へあがつておりますが，今度道路施工した場合にこう配がゆるやかになつております。なお我々が住宅計画する場合に東側をさげるような宅地造成の場合に計画をすすめております。

１６番～それは大丈夫ですか。

都計課長～はいこれは上の下水道との関係で我々宅地造成そういうふうに考えております。
どうしても下へしか流れません。中城の方へしか。

１６番～休憩中にそれを聞いたんだが，近にとん舎があるんだが，これは公衆衛生法で結局住宅地ととん舎との距離というものがあるはずです。その距離は私はおぼえておりませんが，それと関連しないかと。それてできあがつた場合に先程の４番さんがおつしやるように相当しゆう気がやつてくるといつた場合にいきよいこれの立退という問題がきた場合，その立退補償という又大きな問題がくるそこら辺は充分配慮されておるかどうか。それから先程の市長の答弁があつたんだが，私が聞くところによると公営住宅というのは，学校までの距離とか，あるいは市場までの距離とか，そういつたような問題があつて，是非あんたがたが当初に計画したところの野だけ上後原そこでなければいかないんだというふうなことを貴方方は地主の前で発言したというんだが，その発言と現在の場所とは全然もう関係

性がないんだと，そこら辺はただ敷地を確保するためのき弁であつたんだと，そこら辺を説明願いたい．

都計課長～最初の衛生との問題でございますが，養とん場から７０～８０米位い離でていますので，しゆう気の問題は別に支障ないと思います。それから野だけの下後原の説明会でございますが，その場合に我々が説明申したのはまず最初がそこが適地だと，その外には考えてなかつたですから，その場合そこが最適地だというふうに御説明申し上げております．

１６番～だから市場までの距離とか，学校までの距離とかそういうふうな条件があつて，ここじやなくちやいかないといつたのは地主を説得するための，あんたがたの方便としていつたのか。

都計課長～いやまた実際そうであります。

１６番～現状は全然違う訳でしよう．

都計課長～地主の協力がえられなかつたというだけで，そこに出来なかつたんであつて，実際条件からしますといい所でございます．

１６番～だから現状は，最初の貴方方の地主説得にかけたその条件ということとは全然これは相容れなんです。そうでしよう。ただし距離的において結局学校までででしよう，それ以外何もない。

１２番～当初の市長の考え方と，現在が当時は買い上げするという考えが，このたびは市有地に建てるという考え方に変つておりますので，その点について一寸伺いたいと思います．

市　長～当初は買いあげするということをした訳であります
のは買いあげる土地自体に対しても政府から補助が
ありますし，又こういう永久建築するにはどうしても
買い上げすべきであると，いう基本線に立つてやつた
訳であります．しかし申し上げたように，あつちこつ
ち土地を交渉してみたら値段が問題になりますし，非
常に高くなつております。それで市有地を今後効率的
に生すためには，市有地に作ろうと場所的に言つても
学校との距離とかから見ても適地であるからと，いう
ことで市有地を選定した訳であります．その他あらゆ
る角度から見て，その付近の開拓ということも考え合
せて選定をした訳であります．

１２番～１１月９日の野だけ１区の自治会長並びに私とそして
組合長，その中の話しでは私は市長に質問しました．
土地を買い上げするというと，その売つた人は相当の
一時取得税ですか．税金が課されるということで公営
住宅を建設するための用地確保という意味から，その
税金の免税を働きかけてもらえるかどうか，市長に質
問いたしました。そうしますとそれは規則があるので
どうにもならないと，それならば，ちよつと難しいん
じやないかと，借りることはどうですかと申し上げま
すと，まあ前提が買い上げだということであるので
今は買い上げというふうにしたいというお答えでござ
います．そうであるならば税金をかからないようにす
るためには，市有地すたわちこの一帯市役所の建つて
いる。ここと野だけのぼう主又と交換するように折衝
してくれんかと，とゆうことでしたね。そこで市長に
お聞きしました。そうしますと市長は両方値段をたて
て，そして交換するように交渉してくれということで
ございます．そこで私質問しましたら，ぼう主又原と
この地域がどの位の差があるかと申し上げますと，大こ
体５倍位いするんじやないかということでした。そち
でそういうふうに交換するとなるというと，あつちで
１００坪もつた人はこの地域で２０坪しかもてない．

建物を衝とんだつよと変
建は折せませんところと地地不
久方ませあり土地ちえる地と変
恒貴来ありまはせはえ立て取その地う，

今後の宣野湾市の発展状態もこういう点もうかがえるんじざないかという点があります。この点ははつきりこの趣旨の通りおかれますね。

市　長～そうれす。

１３番～もう１点６７年から６８年度にかけて４とうの計画をなされておりますが，その敷地にこのような構造の建物を何とう計画なさつていますか。

都計課長～先きほども御説明申し上げましたように４とうでございます．

１３番～４とうがいつぱいいつぱいですね．

都計課長～そうです。

１３番～そうしますとこの４とうの約概略，収容人員が900人内外というふうになるんじやないかと思いますが，その時点において現在の道路で充分機能果せますか．

都計課長～６７年６８年で８４世帯になりますが，人口にして９００名にはなりません．だいたい４００名～５００名程度でございますから，道路においては別に支障きたさない。

１３番～これは住居者に対して人員も一応念頭にいれてそういうことになりますね．

都計課長～はい

１３番～はいわかりました．

８　番～この公営住宅建設につきましては，市民全体が非常に待ち望んでおると私は思つております．しかしながら場所によつて相当難行を示しておるようでございますが

本年度を流した場合には次の年度をえられますかどうか。補助ですね。

議　長～3番議員の質疑を求めます。

都計課長～一応今年度の割当てを流した場合，次年度からどうなるかという御質問でございますが，今年度政府からせつかく割当てられた事業をもらわないんだと，用地の問題でできないんだということになると，おそらく次年度も割当てはされないと思います。

1　番～この計画ですね，公営住宅を必要な建てるに必要な面積ですね。いくらあればいい訳ですか。

都計課長～この建物の面積ですか。

1　番～公営住宅としてのこの計画しておられる現時点における。

都計課長～一部しかございません。今準備しております。

1　番～もう1点お尋ねします。2～3の議員から土地の選定について，当局が誠意がなかつたという面で指摘されておりますが，その選定理由の中に地価の高とうというのがございます。これは客観的な情勢で地価の高とうをする積りであるのか。それともこの予定した土地を交渉する際においていくらいうはつきりした線を打ち出したのであるか。その辺を説明願います。

市　長～宣野湾市におきましては，相対的に土地はばうとうしております。特に公営住宅を造るんだというところの場所につきましても，これを造るんだということをしました所が非常にばうとうしたという訳でございます。値段についてはなるべく申し上げないほうがいいんじやないかと思います。

１１番～地域開発といつたような面からしても場所，その他経費の節減の面からいつて私大変結構だと思つております只今先採算がとれないということについて若干疑問をもつておりますが，その指定の方々の救済のために税金から運営費まで補てんするんだといつたようなことについていささか不満でありますが，大体の見通しとしてどの程度の収支の見積をもつておるのかどうかそういつた面について御説明願います．

市　長～これは住民福しの立場から申しまして，いくらかは市負担になるな，これはやむおえんことだと思つております又その収支については係の課長から説明させます．

議　長～暫休憩いたします．（午前１１時５分）

議　長～再開いたします．（午前１１時７分）

助　役～収支の問題につきましてはですね．まだ設計して，いわゆる家賃というものが，かかつた経費を家賃に算定するという方式になりますので，一応建築費がかたまらんと収支は計算出来ない訳でありますが，見込みとして償還金を返す段階においては，その収支だけれはまかなえきれなくなる訳です．いわゆる家賃収入でもつて毎年の償還金を返していくということは出来る訳であります．これを建築費をその借入れる段階が難しいのでありまして，経営にはいれば原価計算をしないで所のいわゆる収支は充分まかなえます．原価計算して赤字ということになりますと人件費も色々詳しく計算しなければいけませんので，そこまではまだ計算はしておりません．そういうふうに完全な独立計算でいくと赤字はでるんじやないかという，まあ，たんに見込みであります．

１１番～先程市長のこれについての答弁で公営企業，特に福し事業でありますので，若干の欠損に対する一般予算からのしわよせ，それについて私は問題ないと思いますが

ただ問題になるのが，どの程度のしわよせが来るかどうか，そういつた様な問題について若干疑問もつておりますが，只今の助役の御説明を聞きますと，設計が色々はつきりした収支の算出が出来ないということですがしかし企業をやるんだと，公営企業にしろ，あるいは又採算取れるところの企業にしろ一応はある程度の収支の見積りは私は出来るんじやないかというふうに考える訳ですが，これを建設後運営費例えば家賃収入がどの程度になつて，それに対する運営費がどの位かかるんだといつたようなある程度の見通しですね．見積りはある程度出来るんじやないかなと思いますが，

助　役～使用者がはいつてからはですね，もち論この単準算で行きますと充分まかなえきれる訳なんですが，いわゆる建設費を逆算しまして原価計算して行くと，ある程度福し事業という性格がありますので，家賃からのもうけは見積られないという性格のもんであるということはいえる訳けであります。

１１番～詳細にわたつてははつきり今の時点ではできないという訳ですね。

助　役～はい

１１番～はいわかりました

３　番～先程申し上げたように遅れて来ましたので，失礼になると思いますが，
議案第２５号は６万ドルの市債を起したい，そして市営住宅建設のためになつておりますが，資料に公営住宅建設とありますのは，議案２０号と関係の資料ですか．まずそれからです．私の手元に配られておりますのは議案第２５号と書いたものがあるし，公営住宅のもあるし，市営住宅ともあるし，これは議案第２５号関係の市営住宅を意味しますか．
この議案は図面なんかも作られておるようであります

が，この用地としてですね，市長にてすよ，用地としてまず買うために交渉をされたかどうか．要するに公営住 宅関係の用地をですね．必要であるからには買つた方がいいかという立場で，その面の折衝なされたことが過去においてあるかどうか答弁して下さい．

市　長～今先までもこれは答弁した訳でありますが，4箇所ほど折衝にはいりまして難行した訳であります．

3　番～ああ失礼しました．氏はその折衝というのは買い上げのための折衝であるかどうか．

市　長～そうであります．

3　番～借りるという折衝はなさいませんでしたか．

市　長～これはやらなかつた訳であります．

3　番～やらなかつた．借りた場合にはいかないんですか．

市　長～これは永久建築でありますし，又市の運営する建物でございますので，最初から買い上げをするということで進めた訳であります．

3　番～もち論市長がおつしやる通りこれが理想でありますがしかし事前の策としてもし買い上げが出来なかつた場合には公営住宅というのは，それはあくまでも場所そのものは無視しちやいけない条件として買い上げが出来なかつたから市有地に利用するという．つまり場所の条件を無視しないためにはそれじや借りるというふうなゃ考えはなりませんでしたか．

市 長～それは考えなかつた訳であります．

3　番～理由は何んですか．

市 長～先き申し上げました通り永久建築であるし，それから市

の直営する事業でありますので，

3　番～市の直営であろうが，永久建築であろうが，借りていけないということはありえません。理由は公営住宅であるからには，まず市の採算制度，相手側利用者の利便が２つの大きな条件であります。そこで当然折衝をされたんだけれど，思わしくいかなかつた。そこは充分わかりますが，この折衝というのはあくまでも買い上げの折衝であるか。もし買い上げができなければ，つまり賃貸借，借りて使用するという方法を通らないで考えもしないで，直ぐ市有地について，つまり使用者の便利，その他は完全に条件は無視して，そうやつたというふうに伺いますが，そのように解しやくしてよろしいですか。

市　長～いやこれは現在の市有地にしても場所は適所ということで，そこに決定をした訳であります。

3　番～海の真中によりと比較したら適しているでしょう。私は宣野湾市内において，現在ここに図面で示す図で示～略図で示している通り，この場所より最つと適当な地はなかつたですか，そしてこれが仮に買い上げは出来なかつたんだが，事前の策として賃貸借の交渉をなされなかつた。今いつておる。何故という意味です。海の真中よりはこつちがいいとは解つておるし，貴方の説明なくても。

市　長～だから先き申し上げましたように，永久建築であるし，そして市の直営する事業でありますので，買い上げじやいけないという最初からの考え方であります。

3　番～市の属する将来市に属する，しかも恒久建物であるからそれの用地であるところの場所は買い上げなくちやいけないといつたような観点に立つたという訳ですね。

市　長～そうであります。

3　番～はい，わかりました。

議　長～外に質疑がなければ質疑を終結したいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議　長～本案に対する討論を求めます。

議　長～討論省略の声がございますが，省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議がございませんので，討論を省略することにいたします。

議　長～では議案第２５号，市債を起すことについてを採決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議がございませんので，本案は原案通り可決決定いたします。

議　長～暫休憩いたします。（午前１１時２５分）

議長～再開いたします（午前11時27分）

教育委員長～小学校の生徒の通学の整理とか，色々検討いたしまして，その適当な場所として，一応元の新城の部落の字有地。市の共進会なんか模様した旧とうぎゆ場付近を決定して，部落有地の分をすれに新城の代表の方々とも話し合つておりますが，一応市有地として獲得するには，その値段の支払いがあるし，まだそれがなつていないと，市長のお話しでは，今度の議会にこれを提案することに決めておるようであります。正直なところ申し上げますと，それが今の区画整理の地域でなければ，あるいは去つた年度で開校されておつたかも知れませんが，その地域に囲まれておるので，矣は去つた４月の開校予定が去年の１１月頃になつても，まだ分地がまだだから建物が建つのは３月以降になり，そうだと３月以降で４月に開校というのは無理だからというので，一応１年延期して来年の４月を予定しております。今度の文教局の方に今度の校舎割り当てで是非新設される学校の分は配慮していただくように施設課にも話しはつけてあ りますが，政府としては校舎建築をこの年度内にすすめるには，もう早く割り当てしなければいけないと所がなければいけないと決定は申にて能いに外提か，るよこ歯には
に５月のるとのするし可なめのでれはゆす。に訳
う請はは設でとそに案ら優意うれさ
は，小学校の生徒の通学の整理とか，色々検討いたしまして，その適当な場所として，一応元の新城の部落の字有地。市の共進会なんか模様した旧とうぎゆ場付近を決定して，部落有地の分をすれに新城の代表の方々とも話し合つておりますが，一応市有地として獲得するには，その値段の支払いがあるし，まだそれがなつていないと，市長のお話しでは，今度の議会にこれを提案することに決めておるようであります。正直なところ申し上げますと，それが今の区画整理の地域でなければ，あるいは去つた年度で開校されておつたかも知れませんが，その地域に囲まれておるので，矣は去つた４月の開校予定が去年の１１月頃になつても，まだ分地がまだだから建物が建つのは３月以降になり，そうだと３月以降で４月に開校というのは無理だからというので，一応１年延期して来年の４月を予定しております。今度の文教局の方に今度の校舎割り当てで是非新設される学校の分は配慮していただくように施設課にも話しはつけてあ りますが，政府としては校舎建築をこの年度内にすすめるには，もう早く割り当てしなければいけないと所がなければいけないと決定は申にて能いに外提か，るよこ歯には
に５月のるとのするし可なめのでれはゆす。に訳
う請はは設でとそに案ら優意うれさ
教育委員会で決定するとの認議校されは請予算。ついてに員残
小学校の問題がまだ中央教育委員会で決定するとの認議校されは請予算。ついてに員残
は，二小学校の問題がまだ中央教育委員会で決定するとの認議校されは請予算。ついてに員残
もう早く割り当てしなければいけないと決定は申にて能いに外提か，るよこ歯には
小学校の問題がまだ中央教育委員会で決定するとの認議校されは請予算。ついてに員残
の，会請書中で市わかめ委員のくれてつしろ４月
員申す。湾い確中もこは，認もりと来年
委で ます 鬱 ，を も て ら ， て の を て お い と ，
育いり宣のかうしらこれ つて すと ，
普ん は 置 ， ど ， し ， そ か こ や し ろ と い
天 し ま す る か ど う 畜 か ら を し ろ う
間 ， ん る と ， 畜 さ ん か ， を を は い
め 畜 す と う こ と ， そ ， 示 偏 で と
る は る ， し と う こ と ， 表 準 け い
め 畜 す と う こ と ， そ ， 示 偏 で と
る は る ， し と う こ と ， 表 準 け い
の 資 長 す る 長 し て ， 志 な だ な
の 資 長 す る 長 し て ， 志 な だ な
市 料 さ ん と ， さ ん か ， 表 準 け い
市 料 さ ん と ， さ ん か ， 表 準 け い
す を ん か そ か こ や し ろ と い
す を ん か そ か こ や し ろ と い
議 は し ， し て ， こ れ つ て す と ，
議 は し ， し て ， こ れ つ て す と ，
先 し て ， 示 偏 で と
先 し て ， 示 偏 で と
し 表 準 け い
し 表 準 け い

いかないので，この２つではどうもその私達が中央教育委員会に説明するに，これでは力がよわいもう少し力のあるような資料が欲しいというので，なんとか臨時議会でも開いて全議員の意志表示が欲いということで，更に電話がありましたので，幸いにこれだけの件で臨時議会を開くことも難しいのでなんとか臨時議会であれば，直ぐどなたかから動議でも出してもらって，委員会から提案というよりは要は皆さんの意志表示さえ得たら向こうとしてもいいからということで実は今日議長さんにお願い申し上げて，この問題を動議でも出していただいて議会としての意志表示を１ついただきたいと，向こうとしては予算の決定は後でいいから，この問題を取り上げて議事録でも添えてもらえば中央教育委員会での証言には私達文教局としても非常にやりいいからということで，こういうふうなお願を申し上げた訳であります，１つよろしくお願いいたします．

議　長～再開いたします．（午前１１時３５分）

議　長～議案第２６号，１９６７年度宜野湾市一般会計オ入オ出追加更正予算についてを議題といたします．

議　長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます．

助　役～御説　明申し上げます。追加更正予算のお願いするが今回で５回目でございますが，今回の提案の主な理由は公営住宅を当初予算に計画しました状況と大部変りまして，いわゆる敷地を購入するという計画が変更になりまして市有地に造るということによりまして，起債額が当初の計画より１万ドルの減をすべきであるということになっております．それからその外に一都政府の都市計画事業に対しましたところの補助金が最近内示がありまして，これの追加，それから寄付金でありますが，この寄付金は新城の土地組合が区画整理をいたしましたところ寄付金で市に寄付をいたしまして，これを市の方が工事執行しておりますが，これの3,302ドルの寄付金の増があり

ます。結局起債の1万ドルの減と相さついたしまして
4,826ドルの更正減になつております。才入におきま
しては，それから才出におきましては議会費の不用額
を報 酬におきまして不用額が予想されますので，これ
を減額いたしまして議会活動の応招費用弁償に1,518ド
ル を追加いたしてある訳であります。それから役所費
におきましては需要費の節の増減でありますが大きな
減の理由は67年度におきまして利益例規類集の方が随分枝
番号で非常に枝番号がふえまして見出し等についても
非常に不便をかこつておりますので，台本を作成して
そういう面を改善して行こうという訳で印刷費に相当
計上してありましたが，御承知のように今回公営住宅
企業法がきたる68年度に実施されますので，それに
伴うところの相当の条例規則等の改正が予想されます
それで現在機構の改善等その他それに関連する色々な
条例規則等が大幅に改正される予想がありますので，
これは68年度かそれ以後にもつていつてある程度改か
正すべき条例等についても，もう一応充分検討した訳で
ら改正した方がいいという訳で，これを減額した訳で
あります。そしてそれに代りまして事務消耗品費の増
が諸用紙代が予算より当初よりふえまして，400ドル
追加いたしたいという考であります。それから食糧費
が200ドル追加いたしたいと。御承知のように現在講払
和発効前補償の支払いを進めておりますが，現在支払す
いを進めておりますのは，おもに土地賃貸料に相当
る補償費でありますが，これから物件補償費の査定に
現在はいつておりますが，これが約20日前から大体
おと2～3日で終るような日程で毎日リイと，それか
ら補償獲得期成会の方から役所に来まして，その補償
額の査定といいますか。この作業にはいつておりまし
て，毎日6～7名位の職員がまいつておりますので，
まかない費等の増もありますし，色々予想しないよう
な面が大分ふえまして，200ドルを追加いたしたい料
というふうに考えております。それから水道及び電気
の方も少し予想よりふえまして，50ドル追加いたしま
いと思つております。それから備品でありますが，これ

は機構改善とも伴いまして次年度からは歴年を期しまして文書の集中管理をしていくという計画を持っておりますので，これに伴うところの備品を整えたいと，コピスターが1台，それから現在タイプはありますけれども，これがタイプ用のつくえがなくて少し高くて非常に事務能率上も不便をかこつておりますので，この面の改善のためにタイプ用つくえを購入したいと，この両方の備品を購入したいという訳で備品を500ドルをふやしてある訳であります。それから施設費も現在この第二庁舎が出来てからは車は一応消防署の隣の市有地に車置場をしてありましたけれども，ここもいわゆる登記所が使うようになりまして，現在車置場がない訳であります．あつちこつちに車を分散して置いてありますが，次年度からは車の集中管理を計画しておりますので，それに伴う処置として是非車置場を持たなければいけないという訳で現在公設市場の農産市場の場所を車置場に改善していきたいという考えで400ドル評価で申し当たその予くま期ま是と続の状賛

の増明，まうが初多りういもい連すな諸ま
産の説はりいす当，あいざてなもま様らし
資当もて積とまにてでとごしけ日りいかた
定手てし見るり際しき日かまい曜あなれい
務しま時やあ実ま付9しいば日がけそ職
時ういか外き当の外りどの期ら26支け日考ばすが
にそ間通れがもか2をな曜ろれまさん
間おにそ間通れがもか2をな曜ろれまさん
に時たけ当いてとれし土いけりさん
いた手払けああ了，となあ長
て公をし払がをした手払けああ了，となあ長
現支員ましを務支受，完ていしで局
在た員ましを務支受，完ていしで局
た。これ例支す員ましを務支受，完ていしで局
ていきます。これ定のま職げま勤たをは，をした額訳務
ていきます。これ定のま職げま勤たをは，をした額訳務
訳てり，月れりの上り外ま達てないまき増る事
うしあが3これあ所し間ら送しか払りいをおの
うしあが3これあ所し間ら送しか払りいをおの
い善ですは，で役甲ま時かのまい支あて務て会
と改訳ますに，で役甲ま時かのまい支あて務て会
訳ますに，で役甲ま時かのまい支あて務て会
るりこれ様る全でま隠こ資おれれ態当外加は
るりこれ様る全でま隠こ資おれれ態当外加は
ないにるりこれ様る全でま隠こ資おれれ態当外加は
ない場あありたあは会めも，託にここ状に間追て
ない場あありたあは会めも，託にここ状に間追て
ない場あありたあは会めも，託にここ状に間追て
け置てでがましが議進よりて，委湾に，ない時て
け置てでがましが議進よりて，委湾に，ない時て
い車し増ますま務想月によりて，委湾に，ない時て
ばを上のますげ事算3ようしたまで，野で間う払のつまし
ばを上のますげ事算3ようしたまで，宣の期よ支こなきま
れ所計費り上の予はよりのがん短うて，におき
け場価あり上の予はよりのがん短うて，におき
なのドル評申相しこそ予くま期ま是と続の状賛
す限せ非いして，態に

したので，それの退職金を計上した訳であります。それから土木費におきましては公営住宅の建設に伴うところの当初との計画の変更がありまして，いわゆる土地購入費が不用になりますし，そしてそれに建築費におきましては当初予算編成当時とは随分建築費が上昇しておりますので，この見積り単価ではとうていまに合い不可能だということで，他都市の経過もみましてある程度建築費の増をせざるを得なくなりまして，この面は追加してある訳であります。それからその他の問題におきましては当初ブルを借りて敷地を整備するという考えでありましたけれども，これを全額工事請負費の中に入れて工事を進めていきたいという訳で，借料損料は削りまして，それから工事の整地費に工事請負費の中に全部包含してもつていつている訳であります。それから当初の予想では農地を買い上げしますのである程度の農作物の補償を想定としておりましたが，現在計画している場所においては必要性がなくなりまして，これも減にしておる訳であります。それからその外市の計画の進捗に伴うふくそう状態あまり利用価値のない図面の色々な問題につきましては，当初予算委託費をおきましたのであります。それから都市計画調査費は9,701ドルを減額した訳でございます。それから社会及び労

歩合討論にいたしまして，これは8,509ドルを増額して，それから調査費は9,701ドルを減額した訳でございます。それから社会及び労

政府の補助がいたしまして，相当程度の補助が確定しておりますが，下水道の排水路の新町当初予算に委託費の減額を見込んで，新町当初予算に委託費の減額をしてあります。そしてこの問題は，ここ数年来の懸案でありまして，ようやくこの問題の解決をみましたが，都市計画の進捗に伴うふくそう状態あまり利用価値のない図面の色々な問題につきましては，当初予算委託費をおきましたのであります。それから都市計画調査費は9,701ドルを減額した訳でございます。それから社会及び労

り予期りえまてしし費あ育い予で上以の
あ初はな代ありしたま経で教お度の計は入
で当とにみあまいりた訳のに年すでてオ
題て品と組でし了あつたこ度６６まぬしの
問し備こに減た完がなし，年６６はり意まル
のとと費のいが額くたが，７はあうきドル
品費物と品費正薬用ないます６のでいおと
備負廻い備済更事不の額ます，度歳とに５６５
の請，るら経加の性減ありが，年支ろ費９６５
所事ども せか業追りの当要をありますが６６度よう備，９６５
育工ど させ費産に つ相必これでありますが６６年し予して，
保てれ負ら中ま節もこれ歳過歳ら回担から
山しけ請請かの業各て，支歳あり，過歳ら担ました
大ましたに事工それ費産果つで，支歳あります今負それしま
はしし び事工それ費産果つで，支歳あります今負それした
て括ましび及て光の結終の年度で金ます今，分をそたい
し総りまれ工観所行はした過担ります分おくて，分。
はありけ執業ました分担おくて，分。
きまし の事ました の過担おくて，分。
これはあ ん商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
おこれで なけれ工観所行はした過担おくて，分。
にんな ば費とし ます。 は商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
設がこ せ品 ありま す。 工観所行はした過担おくて，分。
施すが，ん ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
働ま算に組 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
算個に入 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
個まして 入 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
ましたが 備 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
したが訳 で ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
す，これ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
実いたし ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
ま施がい ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
て，わ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
が随ゆ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
り分 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
ま す。 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
費 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
て 期 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
予 化 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
算 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
に 上 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
計 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
追 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
加 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
した ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
訳 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
上 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
の ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
収 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
支 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
を ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
相 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
さ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
つ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
いた ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
しま ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
して ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
，９ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
６５ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
ドル ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
の ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
オ ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
入 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
の ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
余 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
分 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
が ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
歳 ありは商しま そ る事ま きれか ら分おくて，分。
ましたので，これを予備費に回わした訳であ
りまして，予備費が９６５ドルふえてきた訳でありま
す。 総対的に予算は4826ドルの減ということになつ
た訳であります。以上概略御説明申し上げまして後は
御質疑にお答えしたいと思います。

議　長～本案に対する質疑を求めます。

３　番～順序は何になるかも解りませんが，才歳面のいわゆる
更正の件４款１項土木費に関する事項でお伺いしたい
と思います。４款２項であります。すなわち都市計画
費の中の１目調査費の中には４節５節１３節１４節２
２節となりますが，その調査費の１目で9,701ドルの
減額更正の案件であります。これは宜野湾市公有水面
埋立事業と関連がありますか。あるか，ないかだけに
返事して下さい。

助　役～この予算は関係ありません。

3　番～今この減額更正9,701ドルは埋立事業関係がありあすかいわれましたという私の質問に関係がありませんということは関連質問というこたとになりますが，埋立事業に関連する質問1件やつていいですか．市長にお伺いします．埋立事業は重要問題であります．もつか埋立特別委員会で審査されて分りますが，宣野湾市に限らず地方自治体が財産処分に関する色々な規程があります．地方自治法をはじめ条例，規程，宣野湾市に有効な規程は専決処分に出来る場合とできない場合がありますが，この埋立事業に関して市長は専決処分に具体的に申し上げます．契約するる場合だれだれに工事を請負させるかといつた様な，その面に関する契約，従つてこれは3分の2以上の特別多数の議決が入りますが，又その外に必要があれば条件が具備しておれば市長の専決処分にもなつております．そこでお伺いしておきたいのですが，埋立事業に関する工事請負契約，これについて市長は専決処分によるところの契約をするか．しないか現時点において明確な答弁をお願いします．貴方の任期中において

市　長～する

3　番～専決処分による所の専決処分を通して契約するという意味があるんですか．

市　長～特別議決になると，ということであります．

3　番～それは，ただ参考的に申し上げただけで，しかし，条件が具備すれば市長はその議会の特別多数の議決の云々は手続は省いてです．つまり取らないでそういう手続上取らないで，必要な条件を具備しておれば専決処分することが，できるようになつております．
条例はそこで現時点において，市長は埋立工事に関する契約に関して，専決処分にする意思があるか，どうか，を聞いております．今，はつきり申し上げましよう，コザでこの前新聞紙上でもありました，あのような例が起り得るかどうか．

市　長～これ当然，議会に計りべきでありまして．

3　番～当然は当然ですが，市長は濟一そういうことがやるという意思があるか，意思を聞いているんですよ．

市　長～はい，意思はありません．

3　番～もし，この工事がもちろん，現時点において私は市長のお考えを聞いておる訳でありますから，明日，明後日は情勢の変動，そういうことを理由にして，専決処分をするということも，これは無いとも保障できないし，有るとも保障できない，そこで私は，重要問題しかもおとなりのコザ市で議会に諮らなくちやいけないのを諮らないで市長専決処分という公式で工事契約やつておるということは，地方自治体の内において，議会対執行部というふうな関係においては不当であろうが何であろうがいつたん第3者と市長が契約した場合には，これは有効になるということです．コザ市においてもつい最近あります．私が申し上げたいのは，そういうまねはしないでしようねということです．

市　長～はい．

3　番～終りました．

議　長～質疑もないようでありますので，一応終ることに御異議でございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので，質疑を終り討論を行います．

議　長～討論も省略することに御異議ありませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ありませんので討話を省略いたしまして，表決に移ります．議案第２６号１９６７年度宜野湾市一般会計才入才出追加更正予算につきましては原案通り可決することに御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので，これを決定いたします．

議　長～日程第５，議案第２７号，１９６７年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算案を議題といたします．本案につきましては，事務局長のろう読を省きまして，市長の説明を求めます．

助　役～御説明申し上げます．才入におきましては，６６会計年度ならびに６７会計年度にわたりまして繰り越しいたしましたところの大山の配水管工事に対しまして，両手を通じまして，政府の補助金が１万１千９百３０ドルの補助金がはいつておるわけでありますが，この補助金に対しまして，当初予算においては見積つておりませんが，当時の考え方といたしましては開金と折しよういたしまして開金の貸付条件によりますと，その補助金はまず，優先して償還金に当てなさいという貸付条件になつておる訳でありますが，なんとか，この条件をかん和していただきまして，市の給水工事の拡張，水道事業の施設の拡張に当てたいという考えで当初予算に見積つて計上してなかつた訳であらますが，最近になりまして，償還について開金が一応返してくれという通知を受けております．これにつきましては，開金といろいろ文書でも折しようを重ねてまいつた訳なんですけれども，どうしても返してもらわなければいかんということになつて，これの償還を当てる財源しまして，これを追加更正いた

した訳であります．それから才入におきましては，その補助金分の追加であります．これは６７年会計年度にはいつてきました．６，５３０．ードルの補助額を追加更正財源として計上した訳であります．それから次は才出に移りまして，才出におきましては，大きな款，項，目を読みまして，順序に御説明申し上げたいと思います．受水費におきましては，給水せん数の増加等によりまして，いわゆる上水購入費が現在の見通しでは後1,00000ドル位いなければいけないという訳で，これを1,000.00ドル増にしてあります．それから　２目の配水費におきましては，節の増減をみこして，これから６月いつぱいの経費を充分検討いたしましたところ，各節におきまして減額すべきもの，あるいは増額しなければいけないものを検討いたしまして，相対的に450.00ドルを増にしなければいけないということになりまして，増額した訳であります．それから，給水費におきましては，これも節の執行状況，それから，今後の需要等をみこしまして，相殺いたしまして，240.00ドル減にした訳であります．それから，２項の営業外費用におきましては，５号線沿線の給水工事に伴うところの借り入れ金の時期が随分借り入れ時期が遅れまして，これにみこしてありますところの利子が不要になる訳でありますので不要減額が相当できますので，この面更正した訳であります．それから，建設改良費におきましては款におきましては，1,000.00ドルの減になつておりますが，目におきましては，相当の増減を予想しまして，ここに更正した訳であります．理由は，５号線沿線の配水管敷設工事を入札に付しました所指名競争入札にしましたところ，相当の設計，見積り額と業者の見積りとが，相当のひらきがありまして，これは，是非，年度内に契約着工に持つていかなければ，付近住民に対する，いわゆる，迷惑もかける訳でありますし，又，今回の予算では，不用額として，又，６８年度に追加更正をせざるを得ないよ

ろな費目になりますので，どうしても，5号線一帯の住民の要望に答えるためにも，年度内に契約いたしましてこの工事を執行しなければいけないという意味におきまして，この工事費の増を見込んで，更正した訳であります．そして，その中に今回は給水施設までは，年度内までには，とうてい執行出来ませんので，給水工事費はけずりまして，これも配水管敷設工事に増額した訳であります．それから，企業償還金でありますが，才入の面でも，御説明申し上げました様に，企業債の償還金は，全部現在開金から借り入れてありまして，借り金に対する償還金でありますが，この方は大山の工事償還が時期が少し遅れまして，これがのびまして，一応減額になる訳であり　ますが，この新たな110930.00を償還するためには，あと，8,520.00ドルを追加すれば，この償還が当てられるという訳で，8,520.00ドルを追加いたしまして，これの償還に当てようという考えがあります．それで償還金においての増は，今申し上げた政府補助金の償還のための増であります．

以上，概略御説明申し上げまして，後は御質問にお答えしたいと思います．

議　長～本案に対する質疑を許します．

議　長～休憩いたします．　（午後１2時6分）

議　長～再開いたします．　（午後１２時７分）

１１番～只今の議案は２８号ですか，２８号とも関連する訳でございますが，２万ドル以内の１時借り入れをすることになつておりますが，２万ドル内のどの程度さし当り必要あるか，どうか，

市　長～これは，更正予算とは，別に関係ございませんが，２万ドル必要であります．

１１番～２万ドル，はい．

議　長～ほかに質疑がないようでありますので，質疑を終りたいと思いますが御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ありませんので，質疑を終ります．討論も省きたいと思いますが，御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ありませんので討論を省略いたしまして，~~１９６７年度宮野湾市上水道事業~~表決に移ります．

議案第２８号，１９６７年度宮野湾市上水道事業特別会計オ入オ出追加更正予算，表決に付します．原案通り可決することに御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので左様決定いたします．

議　長～次は日程第６，議案第２８号，１時借り入れすることについて，議題といたします．本案につきましては，事務局長してろう読します．

議　長～休憩いたします．　（午後１２時７分）

議　長～再開いたします．　（午後１２時９分）

市　長～御説明申し上げます．５号線の水道の認可がまず原因として遅れた関係で前に起債決議してもらいました起債が出来ないために，こういうような状態になつております．

これは，資金運用部から資金を出す様になされておりまりますけれども，ぜん心な認可がおりない，又，起債政府の認可がおりないという様なことであります．
それで，資材が5月の中旬に36,000.00ドルの資材が現在はいつておりまして，この業者との支払いをしなければいけませんので，2万ドル借りて内払いして，なんとか業者と相談しようということになつております．
これは近いうちに認可もおりて借り入れも直ぐ出来ると思いますけれども，そうするには，どうしても，あと2周間以上もかかるんじやないかと，いう事から業者に資材の支払いをするために直ぐ借り入れをいたしまして，内払いすることにしております．よろしくお願いします

議　長～本案に対する質疑を許します．

1　番～只今の市長の説明によりますと5号線沿の水道事業工事に対する先きに議決しました，起債，まだ認可がおりてないということでありますが．

市　長～これは前に議決していただいて54,000.00ドル借りる様になつておりますが，資金運用部との相談も出来ておりますけれども，それまでにある程度信用もろしなつておみます関係上随分遅れた関係でありますけれども，直ぐ近いうちに借れる様な状態にはなつております．

1　番～私が聞くところのこの質問をしますのは，最近一周間以内です．これ聞きますと認可になつたような話しを聞いておりますが，それも私ははつきりした確実なことは分りませんけれどもあらためてですね，聞いてもらいたいと思います．

市　長～1昨日も私行きましたが，局からは，1周間前に出しておりますが，主席の決裁まではまだ，おりてないんです．

昨日か，今日当りにおりるんじやないかと見通しはついております。

3　番～市長にお聞きしたいんですが，この金額はプライス法がアメリカの議会にまだ通らないという事実と関係ありますか。

市　長～関係ございません。

3　番～ない，つまりそのためによる所の琉球政府も私がじやない向うがいつておるから，琉球政府のオ入欠かんの結果と関係ありませんか。

市　長～関係ありません。

議　長～ほかにないようでありますので，質疑を終りたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので質疑を終り討論を行います。討論も省略いたしたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので，討論を省略いたしまして，表決に移ります。議案第２８号，１時借り入れをすることについて，表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議　長～で異議ございませんので，これを決定いたします。

議　長～休憩いたします．（午後１２時１５分）

議　長～再開いたします．（午後１２時２０分）

議　長～休憩中にお諮りいたしましたが，動議として，緊急動議として，提出者，大川昇，賛成者安次富盛信の両議員から決議文が参つております．本要請決議を日程に上げていと思いますが御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので，日程第７号に追加をお願いいたします．決議案番号第３号，普天間第２小学校設置認可についての要請書であります．本案につきましては質疑，討論を省略いたしまして，表決いたしたいと思いますが御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ございませんので，次討論を省略いたしまして表決に移ります．只今読み上げました様な文でございますが，原案通り決議することに御異議ございませんか．

（異議なしと呼ぶ）

議　長～御異議ありませんので，左様決定いたします．ほかにないようでありますので，第４６回宜野湾市議会臨時会をこれで閉じることにいたします．長時間御審議していただきまして誠にありがとうございました．

閉会（午後１２時２２分）

952

上記会議録の次第は，書記が記載したものであるが，その内容の正確であることを証するためここに署名する．

1967年 8月 30日

宜野湾市議会議長 古波蔵 清次郎

議事録署名議員 伊保 清安

議事録署名議員 仲村 盛光